

# 会 費 規 程

## 公益社団法人仙台北法人会 会費規程

### 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人仙台北法人会（以下、「この法人」という。）の定款第 1 1 条（会費）の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

(会費の種類)

第 2 条 会員は毎事業年度、年額会費を納入しなければならない。

年額会費（月額会費×12ヶ月）は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員

正会員の会費は資本金額により次のとおりとする。

資 本 金	月 額
300万円未満	600円
300万円以上 500万円未満	700円
500万円以上 1000万円未満	1,200円
1000万円以上 2000万円未満	1,500円
2000万円以上 3000万円未満	2,100円
3000万円以上 5000万円未満	2,600円
5000万円以上 1億円未満	3,100円
1億円以上 5億円未満	5,000円
5億円以上	6,000円
公益法人及び協同組合等特別法に基づき 設立されている法人・団体	1,000円

(2) 賛助会員

賛助会員は月額 600円とする。

(会費の使途)

第 3 条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の 20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会費の滞納)

第 4 条 正当な理由がなく会費を 2 年分以上滞納したときは、定款第 8 条（会員の資格喪失）第 1 項第 1 号により会員資格を喪失する。

(会費の納期及び中途入会の会費)

第 5 条 会費の納入は年 1 回とし、請求後 3 ヶ月以内に下記の方法により、全額を前納しなければならない。

(1) 口座振替

(2) 振込納付

但し、事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日属する月の翌月から年度末までの月数による。

2 前項の会費の納入は、請求書の到着後すみやかに納入するものとする。

(改 廃)

第 6 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行うものとする。

## 附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人仙台北法人会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 3 【移行事業年度設立の日】定款、【通常事業年度の開始日】と異なる場合、特例民法法人仙台北法人会の会費規程に基づき年会費を前納した会員については、公益社団法人仙台北法人会設立登記日より定款第46条（事業年度）の通常事業年度開始日までの会費規程第2条との差額について徴収しない。
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。